

(3) 障がいのある要援護者の把握

障がいのある要援護者を把握するためには、まず、ご本人の理解を得る必要があります。このため、障がいのある方が所属する団体等に対して、取組みの周知と理解を進めるとともに、団体等から要援護者本人に対して働きかけを行ってもらうなどの対応が必要となります。このため、行政として関係団体と調整を進める必要があり、また、地域住民への要援護者に対する理解促進の方策についても検討も必要です。

(4) 地域にある施設との連携

この取組を通じて、要援護者施設と地域（町内会）の協力関係を築き、災害時のほか火災事故など、いざという時の地域と施設の協力（連携）体制を整備していく必要があります。また、いざという時に円滑な対応ができるよう、お互いをよく知るためには、日頃の交流も重要となります。地域と施設はそれぞれが実施するイベントなどの案内・参加等を通じて日頃から交流を深めていくなど取組みを検討する必要があります。

(5) 地域資源の発掘と活用

地域には、災害時に有効と思われる様々な資源があります。例えば、災害時に崩れた家屋から被災者を救い出すような場合には、民間企業の重機などが有効です。また、怪我をした人の手当てが必要になった時には、地域にお住まいのお医者さんや看護師さんなどの有資格者は頼りになる存在です。日頃からこのような地域資源の情報を集めるとともに、いざ災害となった場合には協力していただけるように依頼しておくと安心です。

(6) 事業を継続していくためには

残念ながら、モデル事業を実施した10地区すべての地区でこの取り組みが継続しているわけではありません。要援護者と支援者を組み合わせても、常日頃の見守り活動や交流が無いと、事業を継続していくことが難しいことが、モデル事業を通じて確認されました。

常日頃の見守り活動を実施していくことが、災害時要援護者避難支援事業を継続して実施する重要なポイントになります。

2 今後取り組む地区へのアドバイス

(1) モデル地区(支援母体メンバー)からのアドバイス

モデル事業に携わった方々から、この取組を円滑にかつ効果的なものとするため、今後取り組む皆さんに、是非参考にしてほしい、意識してやってほしいというアドバイスをいただいております。

① 支援母体メンバーや地域住民の理解促進

- ・初期の段階で、支援母体メンバーの理解促進に十分時間をかける。
- ・地域住民への周知と理解促進を図るため、あらゆる機会（町内会のイベントや会合など）に取組をPRしたり、話題にしたり、回覧版を複数回実施する。
- ・支援母体には、町内会や福祉のまち推進センターなどが考えられるが、メンバーに民生委員など地域で公共、公益的に活躍する人々も広く取り込む。

② 支援者と要援護者の確保

次の3点について十分周知すると効果があると考えられます。

- ・地域における住民同士の助け合いの重要性
- ・個人情報の管理に関するルール
- ・要援護者の避難支援は支援者にとって義務ではないことと支援者の役割

また、情報収集の方法として次の2通りが有効と考えられます。

- ・文書による情報の収集（手上げ方式）よりも、直接訪問による情報収集（同意方式）の方が要援護者・支援者の理解が得られやすい。
- ・地域の民生委員・児童委員や福まち関係者など日頃から要援護者と交流のある方からの働きかけが有効である。

③ 状況に応じた支援者と要援護者の組合せ

- ・要援護者と支援者は近い方同士を基本として組合せる。
- ・要援護者の状況に応じて支援者（数）を組合せる。



3 モデル地区で使用した様式

(1) 支援プラン

要援護者の避難支援にあたっての基本的なルールを定めたものです。

プランには、収集する情報の利用目的、保管・共有先、要援護者への支援内容などが明記されています。

項目		内 容	
支援体制	支援推進組織	厚別東町内会連合会（厚別東地区災害時支えあいプロジェクト）	
	実行組織	各単位町内会（福祉推進委員会）	
	支援者	①選定の方法：回覧や集会時に周知募集、個別要請・勧誘 ②支援者の主な役割：災害発生時に要援護者の安否確認・避難誘導、日頃の活動（声かけ、見守り）、実行組織（町内会）への状況報告 ③支援者情報（災害時支援者カード）の保管及び更新：要援護者の情報管理に準ずる。	
	日頃の活動	①支援者と要援護者の口頭のコミュニケーションの促進 ②災害に対する意識の啓発活動 ③防災訓練、防災	
	関係団体との連携及び協力	・避難場所となる ・病院、民間福祉 ・ホームセンター	
	対象者	①75歳以上のひ ②障害のある方 ③その他手助けの ※ 上記項目のい 支援を希望する	①災害発生のおそれがある場合、災害情報を知らせる。 ②災害が発生した場合、安否確認及び避難誘導を行う。 ③救助が必要な場合に近隣者と救助活動を行う。 ④要援護者緊急連絡先へ安否通報を行う。 ⑤町内会長等への状況連絡を行う。
要援護者	要援護者情報の収集	①利用目的 災害発生時（安 ②支援に必要な情 災害時安否確認 ・別紙の個人情報 会及び各単位町	・地域資源、人材（さまざまな資格や技術、経験を持つ人）情報の集約、協力を依頼する。 ・地域資源、人材カードの作成による情報管理をし、各単位町内会又は厚別東町内会連合会で活用する。
	情報の管理ルール		避難場所 厚別東地区近郊の避難場所（別紙一覧表のとおり） 一時避難場所 ：住民の皆さんが、災害による危険から一時的に避難するための場所です。 収容避難場所 ：避難した人たちを収容する施設で、給食設備を備えた場所です。 広域避難場所 ：大地震と同時多発的な二次災害としての大規模災害に備え、住民の生命の安全を確保するための広い場所です。
			①地域による取組 ・防災福祉マップ（支援者、要援護者の単位町内会ごとのマップ）の作成 ・日常の見守り活動 ・連絡網の整備 ②行政との連携 区役所、消防署、警察署等との連携を密にする。 ③その他 各町内会においては総会、各種会合において「災害時支えあいの取組」の趣旨を説明し、意識づくりを行う。

(2) 要援護者・支援者募集チラシ

手上げ方式による要援護者と支援者を募集するためのチラシです。地域の実情に応じて全戸配布や回覧により地域住民に呼びかけています。

石山ひまわり町内会からの大切なお知らせです！

平成 23 年 1 月 20 日

石山ひまわり町内にお住まいの皆様へ

石山ひまわり町内会会長 □□ □□

地震・風水害など

災害時に援助が必要な方の把握について(お願い)

日頃の町内会活動へのご協力に感謝いたします。

さて、近年、岩手・宮城内陸地震（20 年 6 月）、岩手県沿岸北部地震（同年 7 月）など大きな地震が発生しており、犠牲となった方の多くが高齢の方や障がいのある方などあります。そのため札幌市は、そうした自力で避難することが困難な方の避難支援の考え方を「札幌市災害時要援護者避難支援ガイドライン」（平成 20 年 3 月策定）にまとめ、20 年度から避難支援の取組を市内モデル地区において実施しております。

このたび、「石山ひまわり町内会」は、22 年度のモデル地区となって、福祉のまち推進センターと一緒に、地域の災害時の避難支援対策に取組むことといたしました。

そこで、『援助が必要な方』を町内会として把握するため、全戸にこのチラシと連絡票を配布いたします。

災害が発生した場合に、ご高齢や障がいをお持ちのため、本人や家族の力だけでは災害情報を入手できないとか、避難場所に行けないなど、地域の人たちの援助が必要な方がいる場合は、連絡票に必要事項を記入し、町内会班長さんに提出してください。

後日、『援助が必要な方』には、住所や連絡先などを記入する『要援護者カード』を町内会役員がお届けいたしますので、作成にご協力ください。

なお、カードにご記入いただいた情報は厳重に管理し、本来の目的以外には使用しませんのでご安心下さい。ただし、災害時には、状況に応じて、救援・支援に必要な最小限の情報を町内会役員などに提供する場合があります。

【問合せ先】

□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)	□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)
□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)	□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)
□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)	□□ □□ (電話 ○○○-○○○○)

(3)連絡票

(2)の要援護者と支援者を募集するためのチラシと一緒に配布したものです。この連絡票で各世帯の要援護者や支援者の存在状況を把握するための簡単なアンケートにしたもので、要援護者又は支援者の登録を希望する世帯には別途支援母体メンバーが(4)の登録カードを持参して訪問します。

«石山ひまわり町内会»

連 絡 票

この連絡票は石山ひまわり町内会にお住まいの全戸に配布しております。お手数でございますが、災害時に援助を必要とする方を把握するため、下記の質問について該当する□にチェックのうえ、月、日()までに班長に提出して下さい。
必ず世帯主名を記入のうえ、提出願います。

世帯主名	
------	--

1 あなたの世帯(同居している方も含む)に災害時に何らかの援助が必要な方はいますか?
該当する□のどちらかに✓を入れてください。

います。

いません。

〔※「います。」を選択していただいた場合、「要援護者カード」への記入のお願いなどについて、後日、町内会役員等が訪問します。〕

災害時要援護者支援の取り組みに対するご意見・ご質問がありましたら、ご自由にお書き下さい。

(4) 登録カード(要援護者・支援者)

手上げ方式及び同意方式により、要援護者又は支援者を希望する方に記載していただくための登録カードです。

① 要援護者用カード

愛情カード（登録者用）

私は、災害などが発生し、避難する時に、支援が必要なため、「北野地区災害時助け合い活動」に登録します。

また、災害時には、状況に応じて、救援・支援に必要な最小限の範囲で下記の情報を町内会役員などに提供することについて同意します。

平成 年 月 日

北野地区社会福祉協議会会長 様

氏名： (代筆者)

町内会・区・班		町内会・自治会 区 班		
ふりがな 氏 名		男・女 (年 歳) 月生	A型 O型 (Rh +)	B型 AB型 (Rh -)
住所	清田区 北野 条 丁目 番 号 清田 マンション名等		号室	人世帯
電話番号	(011) —	FAX 番号	(011) —	携帯 —
配慮	ひとり暮らし いつも使用 アレルギー	いいえ ・ はい (日中 夜間 一日中) つえ 車いす メガネ 入れ歯 () ない ・ ある ()		
知つてほしいこと	服用薬 かかりつけの病院 主な病気	「おくすり説明書」添付 (あり・なし) 狭心症・心筋梗塞・脳出血・脳梗塞・高血圧・大動脈瘤・喘息 糖尿病 (インスリン・非インスリン) ・透析・心臓病・ベースメーカー		
緊急時の連絡先	1 氏名 住所 (連絡先)	(登録者との関係)		
	2 氏名 住所 (連絡先)	(登録者との関係)		

※ 北野地区社会福祉協議会では、上記記載事項及びこれらに基づいて作成される台帳については厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。

※ アレルギー、服用薬、かかりつけ病院等の情報は、搬送先の医療機関でも必要となります。

※ 内容に変更があった場合は、北野地区福祉のまち推進センター（電話885-0294）まで

(2) 支援者用カード

友愛カード（支援者用）

北野地区社会福祉協議会会長 様

私は、「北野地区災害時助け合い活動」に賛同し、災害などが発生した際、避難支援が必要な方の支援者として登録します。

また、災害時には、状況に応じて、救援・支援に必要な最小限の範囲で下記の情報を町内会役員などに提供することについて同意します。

平成 年 月 日 氏名：_____

支 援 者 情 報	ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女
	電話番号	011-_____		
	住 所	清田区 北野 条 丁目 番 号 清田 マンション名等 号室		
	町内会・区・班	町内会・自治会 区 班		
	予定収容避難場所			
	備 考			

※ 災害時に役立ちそうな資格や提供できるものを何かお持ちの場合は、備考欄にぜひご記入ください。

※ 北野地区社会福祉協議会では、上記記載事項及び、これらに基づいて作成される台帳については厳重に管理し、本来の目的以外には使用しません。

※ 内容に変更があった場合は、北野地区福祉のまち推進センター（電話885-0294）まで